

社会福祉法人まこと会施設入所指針

1 目的

この指針は、社会福祉法人まこと会が運営する介護保険制度下における特別養護老人ホームかもがわ荘及び特別養護老人ホームきび庭瀬（以下「施設」という。）の入所に関わる基準を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保し、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護度1～5と認定された者で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。ただし、きび庭瀬においては地域密着型施設のため岡山市が保険者に限る。このうち要介護1～2と認定された者については特例入所とし、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られるもの
- イ 知的障害・精神障害等と伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られるもの
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である者
- エ 単身世帯である同居家族が介護サービス又は生活支援の供給が不十分である者

3 入所申込及び受付

- (1) 施設は、入所申込受付に際し、申込者及び家族等に対して入所順位決定方法等についての説明を行い、被保険者証の写し、入所事前調査票（様式2）を添付のうえ入所申込書（様式1）を受付ける。なお、特例入所に係る入所申込の場合は、上記の入所申込書一式に加え、現在の状況（やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であること）等を記載した「特例入所申込書」を追加書類として受付ける。
- (2) 受付責任者は記載内容を点検し受理する。なお、特例入所に係る入所申込の場合は、施設は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、入所申込書の記載等により申込者に確認する。受付確認のため受付印とともに受付番号を記入し、その写しを申込者へ手渡すものとする。
- (3) 施設は、入所申込書を受け付けた場合には、受付簿にその内容を記載し管理する。
- (4) 申込者は、次に掲げる事項に変更を生じた場合には、施設に連絡する。
 - ア 入所希望者本人の要介護度
 - イ 介護者の状況
 - ウ その他入所の必要性に大きく関係する状況

(5) 特例入所に係る市町村への報告及び意見照会

施設は、入所希望者本人の介護保険の保険者に対して、特例入所に係る入所申込があった報告を行うとともに、当該入所希望本人が特例入所の対象者に該当するかどうかの判断にあたっての意見を書面により求めることができる。

4 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る委員会を設置し、各委員合議により入所希望者の入所の決定等を行うものとする。
- (2) 委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成するが、公平性・中立性を確保するため地域の代表（第三者委員）を含めることができる。
- (3) 委員会は、原則として3か月に1回、その他必要に応じ開催するものとする。
- (4) 入所検討の経緯は議事録にまとめ保管し入所順位名簿を整備するものとし、これを2年間保存するとともに岡山県又は岡山市から求められた場合には、これを提出するものとする。

5 入所順位決定基準

- (1) 施設は、入所申込書及び入所事前調査票をもとに、次に掲げる項目ア～キを調査し、別表1により点数化する。
 - ア 本人の状況（要介護度）
 - イ 介護者又は家族の状況
 - ウ 介護保険による居宅サービスの利用状況
 - エ 認知症状による顕著な周辺症状
 - オ 住居環境
 - カ 併設事業所の利用状況
 - キ 地域性（旧町・学区など）
 - ク 特記事項（特に緊急性が高いと認められた場合）
 - ・施設や病院等から退去を求められている
 - ・介護者が入院・死亡等で介護が出来なくなった
 - ・高齢者虐待、介護放棄が認められた
 - ・その他施設が必要とする事項
- (2) 入所待機順位の見直しは、新規申込者及び待機者の状況変動にあわせ、原則として3か月に1回、その他必要に応じて行うものとする。

6 入所者の決定

施設長は、入所順位名簿に基づき入所者の決定を行うものとする。

ただし、入所者の決定にあたっては、施設における利用者の生活全般の安定を図る上で、次の項目を勘案して入所者の決定を調整する。

- ① 性別に応じた居室の変更

- ② 重度認知症に対する施設の受け入れ体制
- ③ 医療もしくは医療行為を必要とする場合における施設の受入体制

また、入所希望者の都合により入所一時辞退があった場合、入所順位名簿から除外する。

7 特別な事由による入所

次の場合には、施設長の判断により例外的に入所の決定ができる。ただし、この場合、入所決定後、最初に開催する委員会において、その経緯を報告し議事録に記載する。

- ① 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合。
- ② 介護者による虐待、介護放棄もしくは介護者の急な入院・死亡等により、居宅介護支援事業所等から緊急的な入所の申出があり、その必要性が認められ委員会を招集する余裕のない場合
- ③ 在宅復帰、又は長期入院していた者から入所申込みがあり、再入所が妥当と認められる場合

8 入所辞退者の取扱い

施設から待機者に入所案内を行った際、本人又は家族の都合により入所の辞退があった場合には、入所順位名簿から削除する。ただし、入所申込継続の希望があれば入所順位名簿から除外し、入所保留者名簿に記載する。また、やむを得ない事由による入所辞退の場合は、入所順位名簿上に入所順位を保留する。

9 申込者の調査等

施設は、入所順位名簿に記載されている者に、入所申込みの継続意思並びに申込者及び介護者等の状況等について、年1回調査を行う。調査を行ったが、連絡がない等調査不能と判断される場合は、入所順位名簿から除外し、入所保留者名簿に記載する。

10 入所保留者名簿の取扱い

- (1) 入所者保留者名簿に記載された者については、2年以内に再度入所希望の連絡があれば、入所順位名簿に復帰するものとする。
- (2) 入所保留者名簿に記載後、2年間連絡がない場合は、入所保留者名簿から削除し、受付簿にその旨を記載する。なお、入所保留者名簿から削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて入所申込手続きを行わなければならない。

11 その他

(1) 守秘義務

委員会の委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族等に関する個人情報等を漏らしてはならない。また、委員を退任した後も同様である。

(2) 説明責任

施設長を責任者とし、入所希望者や家族等から入所の判定等に関する説明を求めら

れた場合に、適切に対応するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、施設の経営状況に合わせ、原則として2年ごとに見直すこととする。
ただし、その間に見直す必要が生じた場合は、随時これを見直すことができるものとする。

(4) 運用時期

施設は、この入所指針に基づき令和1年10月1日より開始する。
令和2年5月1日 一部修正